

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

平成23年11月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 平成21年度末の時点で年金請求を行っていない方のその後の状況

- 平成21年度末の時点で年金請求を行っていない方は4,835件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、22年度末においては1,570件に減少した。
- さらに、23年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、23年7月末現在では、1,458件に減少した。

	21年度末 件数	22年度中に 処理した件数	① 22年度末 未請求件数	裁定済 の割合		23年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件数	4,835件	3,265件	1,570件	(68%)	⇒	1,458件	(70%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、年金請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

2 平成22年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成22年度中に受給権が発生した方は21,587件であった。
- このうち、同年度中に18,849件(87%)については年金請求があり、同年度末では2,738件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、23年7月末現在では、654件に減少した。

②

	22年度中の 受給権発生者数	22年度中に 処理した件数	22年度末 未請求件数	裁定済 の割合		23年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	21,587件	18,849件	2,738件	(87%)	⇒	654件	(97%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、年金請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、22年度末で4,308件だったものが、23年7月末現在では2,112件に減少した。

	22年度末未請求件数			23年7月末 未請求件数
	①+②	(うち21年度末までの 受給権発生分)①	(うち22年度新規受給 権発生分)②	
件 数	4,308	1,570	2,738	2,112件

※平成23年7月末時点の未請求件数2,112件のうち、転居先住所が不明となっている方は370件(17.5%)である。

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成21年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成21年度末時点の状況	平成22年度末時点の状況		平成23年7月 末時点の状況
未請求年金累計額 (21年度末ベース)	991 百万円	(670 百万円)	⇒	—
未請求年金累計額 (22年度末ベース)	—	970 百万円		(897 百万円)

※上記表中、平成22年度末時点の未請求年金累計額(21年度末ベース)としてカッコ内に記載した670百万円は、平成21年度末時点での未請求年金累計額991百万円から平成22年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※同様に、平成23年7月末時点の未請求年金累計額(22年度末ベース)としてカッコ内に記載した897百万円は、平成22年度末時点での未請求年金累計額970百万円から平成23年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成22年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	平成22年度末時点の状況		平成23年7月 末時点の状況
未請求年金累計額	/	188 百万円	⇒	(68 百万円)

※上記表中、平成23年7月末時点の未請求年金累計額としてカッコ内に記載した68百万円は、平成22年度末時点での未請求年金累計額188百万円から平成23年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

4 年金請求の勧奨の取組み

- ① 年金請求案内の送付
 - ・ 年金受給年齢に到達する方に、年金請求の案内(年金請求書および記入方法を同封)を送付。
- ② 年金請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内
 - ・ 請求が遅れている全ての方について、文書のほか、必要に応じて電話や現地訪問により、個別に再案内を実施。
- ③ 変更後の住所の把握
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、市区町村に確認し、転居先住所を把握して、年金請求の再案内を実施。
 - ・ 転居先住所が不明となっている国民年金・厚生年金被保険者および受給者について、日本年金機構からの情報提供により、転居先住所を把握し、④による定期的なお知らせを送付。
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、ホストコンピュータ上での管理の実施。
- ④ 加入員等への定期的なお知らせ
 - ・ 現加入員及び待期者(資格喪失している方)で、年金受給開始年齢に到達していない方に対し、毎年(待期者は3年ごとに)以下のお知らせを送付。
 - － 加入期間中の納付実績
 - － 受取予定年金額
 - － 住所変更があった場合の連絡依頼 等
- ⑤ 住所、氏名変更時の連絡のお願い
 - ・ 住所、氏名変更時に、国民年金基金へ連絡を忘れないよう、加入員等への各種通知文書に記載するとともに、連合会ホームページに周知文書を掲載。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 平成21年度末の時点で年金請求を行っていない方のその後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前または加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 平成21年度末の時点で年金請求を行っていない方は1,966件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、22年度末においては848件に減少した。
- さらに、23年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、23年7月末現在では、755件に減少した。

	21年度末 件数	22年度中に 処理した件数	22年度末 未請求件数	裁定済 の割合		23年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件数	1,966件	1,118件	848件	(57%)	⇒	755件	(62%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、年金請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

2 平成22年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成22年度中に受給権が発生した方は5,979件であった。
- このうち、同年度中に4,964件(83%)については年金請求があり、同年度末では1,015件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、23年7月末現在では、407件に減少した。

②

	22年度中の 受給権発生者数	22年度中に 処理した件数	22年度末 未請求件数	裁定済 の割合		23年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	5,979件	4,964件	1,015件	(83%)	⇒	407件	(93%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、年金請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、22年度末で1,863件だったものが、23年7月末現在では1,162件に減少した。

	22年度末未請求件数			23年7月末 未請求件数
	①+②	(うち21年度末までの 受給権発生分)①	(うち22年度新規受給 権発生分)②	
件数	1,863	848	1,015	1,162件

※平成23年7月末時点の未請求件数1,162件のうち、転居先住所が不明となっている方は582件(50.1%)である。

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成21年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成21年度末時点の状況	平成22年度末時点の状況		平成23年7月 末時点の状況
未請求年金累計額 (21年度末ベース)	234 百万円	(163 百万円)	⇒	—
未請求年金累計額 (22年度末ベース)	—	217 百万円		(190 百万円)

※上記表中、平成22年度末時点の未請求年金累計額(21年度末ベース)としてカッコ内に記載した163百万円は、平成21年度末時点での未請求年金累計額234百万円から平成22年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※同様に、平成23年7月末時点の未請求年金累計額(22年度末ベース)としてカッコ内に記載した190百万円は、平成22年度末時点での未請求年金累計額217百万円から平成23年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成22年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	平成22年度末時点の状況		平成23年7月 末時点の状況
未請求年金累計額	/	37 百万円	⇒	(18 百万円)

※上記表中、平成23年7月末時点の未請求年金累計額としてカッコ内に記載した18百万円は、平成22年度末時点での未請求年金累計額37百万円から平成23年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

4 年金請求の勧奨の取組み

- ① 年金請求案内の送付
 - ・ 年金受給年齢に到達する方に、年金請求の案内(年金請求書および記入方法を同封)を送付。
- ② 年金請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内
 - ・ 請求が遅れている全ての方について、文書のほか、必要に応じて電話や現地訪問により、個別に再案内を実施。
- ③ 変更後の住所の把握
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、市区町村に確認し、転居先住所を把握して、年金請求の再案内を実施。
 - ・ 転居先住所が不明となっている国民年金・厚生年金被保険者および受給者について、日本年金機構からの情報提供により、転居先住所を把握し、④による定期的なお知らせを送付。
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、ホストコンピュータ上での管理の実施。
- ④ 中途脱退者への定期的なお知らせ
 - ・ 中途脱退者で、年金受給開始年齢に到達していない方に対し、3年ごとに以下のお知らせを送付。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等
- ⑤ 住所、氏名変更時の連絡のお願い
 - ・ 住所、氏名変更時に、国民年金基金連合会へ連絡を忘れないよう、中途脱退者への各種通知文書に記載するとともに、連合会ホームページに周知文書を掲載。

【今後の予定】

- ・ 住民基本台帳ネットワークを活用することにより、住所不明者の住所把握を迅速に行う。